慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

| Title | ジンバブウェにおけるコモンズの悲劇と「フロンティア」の出現: ファストトラック土地改革とハイパーインフレーション |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Sub Title | The tragedy of the commons and the emergence of "the frontier" in Zimbabwe : the fast track land reform and the hyperinflation |
| Author | 井上, 一明(Inoue, Kazuaki) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2016 |
| Jtitle | 法學研究:法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.3 (2016. 3) ,p.1- 34 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 富田広士教授退職記念号 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160328-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第四章

ジンバブウェにおける共同牧草地の悲劇と「フロンティア」の出現

コモンズの悲劇とその管理運営

第一章

コモンズとは何か

ジンバブウェにおけるコモンズの悲劇と「フロンティア」の出現

―ファストトラック土地改革とハイパーインフレーション――

井

上

明

はじめに

本稿は、ジンバブウェにおける共同牧草地いわゆる共有財の管理運営をめぐる諸問題について考察しようとす

るものである。 (1)

コモンズ(共有財: commons)

の管理運営に関する問題は、

1

一般に環境問題との関連において取り上げられて

かにあると言ってよいだろう。

ベルにおける共有財が議論の対象となり、 問題など地方のレベル、 きた。たとえば、 森林の過剰伐採、 国家のレベル、そして地域のレベル、さらにはグローバルなレベルといったあらゆるレ 水産資源の枯渇の問題、 問題の核心は誰がどのようにコモンズを「統治 河川 (特に国際河川) の管理、さらにはオゾン層 (管理運営)」 するの

なるシングルケース・スタディーで終わることがないように留意している。 行動するさまざまなアクター、そしてアクターの行動を枠づける社会構造と規範などに対する分析は、 にとってどこまで有効かは定かではない。ここで取り上げるケースが、 は否定できない。しかしながらジンバブウェにおける共同牧草地の制度的位置づけ、 本稿で取り上げるジンバブウェの共同牧草地の管理運営をめぐる考察が、 極めて局地的で特殊なものである可 般論としてのコモンズの管 同地の管理運営をめぐって 本稿が単

のような理由で復活したのかについての考察を試みる。 同牧草地) ントラル州、 こうした問題意識にもとづいてケーススタディーとして取り上げるのは、 が、 マゾエ郡、チウェシェ地区、チスヴィ村の共同牧草地である。そしてこの村におけるコモンズ(共 誰によって、どのように管理運営されてきたのか、またなぜこれが消滅の危機に瀕し、そしてど ジンバブウェ、 マショナランド・セ

その前に、 コモンズとは何か、そしてその運営管理に関する先行研究、 ならびに一般論を述べておきたい。

第一章 コモンズとは何か

の定義に関しては研究者によってさまざまである。したがってまずコモンズの定義に関して先行研究を概観して 環境問題との関連においてコモンズに関する研究が増えているが、 コモンズとは何か、 そしてコモンズ

おく必要があろう

う。つまりある人の消費により他の人の消費量が減少することがない財・サービスである。これに類似する概念 てCPRsは、 または一般道路、 の所有と利用の権利や規則、 道智彌は、 . Ostrom)は、「共有貯蔵資源(common-pool resources; CPRs)」というタームを使い、これは国防、 コストを負担しない人を排除できない(すなわち「フリーライダー」が発生する)ものであるとい コモンズを「共有」とみなされる自然物や地理的空間、 堤防などの社会資本のように、各個人が共同で消費する財・サービスであるとしている。 状態までをも含んだ包括的な概念と規定している。これに対して、 事象、 道具だけではなく、 オスト 共有 資源 口

てこの消費をめぐって競争が発生するために共有貯蔵資源である。 えない。これに対して共有貯蔵資源、 公共財とみなされるたとえば酸素は、 サービスを消費する際に人々のあいだに「競争(rivalry)」が存在するか否か、ということである。すなわち、 それでは、コモンズあるいはCPRsと公共財の違いとは何か。一つの区分基準は、 大変豊富に存在するために一人の人間の消費が他の人間の消費に影響を与 たとえば清潔な水は地球上の多くの地域において不足している。したがっ オストロ ムによれば

が公共財(public goods)である。

資源 ①排除性 特徴として次の二点を指摘することができる。すなわち、 共有財産資源としては、たとえば、漁場、 オストロムのいうCPRsは、 (common-property resources)」に該当する。フィーニー等は、「共有財産資源」を次のように説明している。 (excludability) ないしはアクセスのコントロール 秋道の言う「コモンズ」、そしてフィーニー(D. Feeny) 野生動物、地表、地下水、 (control of access)。これは潜在的な利用者が、 山脈、 森林などをあげることができ、その 等の言う「共有財

0)

アクセスをコントロールすることがきわめて、ないしは事実上不可能である

(魚、

野生動物、

地下水など)。

の合理性のあいだの潜在的な乖離の源である。

力を持っている。そしてユーザーたちが、自分たちの資源の生産性を高めるために協力したとしても(たとえば ② 減 算 性 (subtractability) ないしは競争 (rivalry)。これは各々のユーザーが、 他のユーザーの繁栄を減ずる能

ユーザ 植林)、資源というものは一人のユーザーがどの程度資源を利用したかということが、同じ資源を利用する他 ーの能力にマイナスの影響を与える、という本質を有している。すなわち減算性は、個人の合理性と集団

て定義し、移動性の資源 なおフィーニー等は、 水資源などの場合には排除性を設定することは可能であるとしている。 排除性について特定のコミュニティーのメンバー以外の人々を排除する力 (動物や魚など) の場合には、この排除性を設定することは困難であるが、 牧草地、 (権力)

林、

第二章 コモンズの分類

①ローカル・コモンズ・地域の共有地(共有資源 ところでコモンズにはさまざまな分類の方法が存在する。 たとえば秋道は、 次のように分類している。

農林漁業などの生産活動を基盤とする村落社会や共同体では、

入会地、

共有林、

沿岸の共同漁業などの共同

な所有のあり方

(制度) がローカル・コモンズの中核となる。

する。 その村以外の人々にとっては、そこが共有地であろうとなかろうと関係がない。 共有地とそこに含まれる資源に対して住民みずからが利用慣行や権利を村落の成員間で共有し、 村落や共同体にとっての共有地とその利用慣行は、 個人でも国家でもない村の成員間で了解されてい なぜならばそれは、 外部者を排除 他の村の決

めごとにすぎないからである。

相

互

|依存的なユーザーによって構成される身元確認の可能な規模 (identifiable)

のコミュニティーによって管

②パブリック・コモンズ

口 ī カル コ モンズの枠を超え、 社会一 般や国家によって共有される場ないしは資源。 公益性、 公共性を特徴

③グローバル ・コモンズ

とする

これにたいしてフィーニー等は、 国家を超えて共有される場とその資源(6) コモンズを議論する際に資源にどのような財産権を設定しうるか、

点からその所在に注目してこれを四つのカテゴリーに分類する。

という観

②私有財産 誰にも開かれた資源。 財産権の

欠如

①オープン・アクセス

③共同

資源

の利用から他者を排除する権利をともなう。

体的財産 (communal property)

権を持っている。これは、 ルールによって管理・統制する。 理される資源。これらのユーザーは、 秋道のいう「コモンズ」、オストロムのいう「共有貯蔵資源(CPRs)に該当する コミュニティーのメンバーは、 外部者を排除する一方、 口 ーカルコミュニティーのメンバーによる利用 しばしば資源に対する平等なアクセス権と利用

資源に関する権利は政府に排他的に委ねられ、 したがって政府は、 資源 のアクセスおよび資源の利用

4国有

財産

ものと解釈できよう。

V ベ ル

などに関する意思決定をおこなう。

摘するように排除性(excludability)と減算性(subtractability)にある。(8) 同体的財産」という意味で用いることにしたい。そしてコモンズというタームのポイントは、フィーニー等の指 本稿においては、コモンズというタームを秋道のいう「ローカル・コモンズ」そしてフィーニー等のいう「共

第三章 コモンズの悲劇とその管理運営

第一節 コモンズの悲劇(The tragedy of Commons)

現在、 コモンズは消滅の危機に瀕しており、これをいかに管理運営するかということが大きな課題となってい

る。

明するうえできわめて重要な理論といえよう。 experiment)でありフィールドリサーチにもとづくものではない。しかしながらフィールドの現状を合理的に説 ある。そこで以下ハーディンの議論を簡単に紹介してみたい。 彼の議論は、 あくまでも思考実験(Thought

コモンズはなぜ消滅するのか。この問題に関して合理的な説明をおこなったのが、ハーディン

(G. Hardin)

範囲内に保っているために、このようなやり方は何世紀も、 畜を放牧しようとするであろう。部族間の闘争、密猟、疾病などが、人間や動物の数を共有地の動物扶養能力の まず誰にでも開放されている牧草地を想像する。牧畜をしている人は、誰でも、共有地にできるだけ自 問題を起こさずにうまく続いていくであろう。 分の家

の時点では、共有地についての本来の論理は情け容赦なく悲劇を作り出す。 しかし結局、手直しの日、 つまり長い間望まれていた社会の安定という目標が現実になる日がやってくる。こ

「自分の家畜をもう一頭増やしたら、 すなわち牧畜を営む人は誰でも、 自分の利益はどうなるだろうか」。そうすることによる効用は、 合理的な人間として当然のことながら自分の所得を最大にしようとする。 一つの利点

と一つの不利な点を持っている。つまり、

とができるので、プラスの効果は+一と見ることができる。 ①プラスの要素は、 一頭の動物の増分の関数である。 飼育者は、 増えた動物を売った利益をまるまる手にするこ

響は、 影響は、その共有地の飼育者全部に分担されるので、この特定の決定を下した飼育者に対するこのマイナスの影 ②マイナスの要素は、 マイナス一の何十分の一かにすぎない。 もう一頭増やしたことによる過度の放牧の関数である。 だが、 彼が一 頭を過度に放牧した

畜を一 の利益を求めて突っ走り、落ちつく先は荒廃である。 システムにがんじがらめにされている。 限られた世界 地を共有するすべてのものわかりのいい飼育者が到達するものである。ここに悲劇がある。 プラス、マイナスの効用を加えて、もののわかった飼育者は、 頭加えることだと結論する。そしてもう一頭、もう一頭ということになる。だが、 (すなわち共同牧草地) のなかで自分の家畜をしゃにむに、無制限に増やそうと強制させるような 共有地の自由を信じ込んでいる社会では、すべての人が自分だけの最大 共有地の自由は、すべての人に荒廃をもたらすのである。 自分のとるべき唯 一の賢い手段は、 この結論は、 すなわち誰も彼もが この牧草 自 分の

第二節 コモンズの統治(管理運営

それでは、

具体的にコモンズは、どのように統治・運営されるべきなのか。

たい。

コモンズの統治 (管理運営)に関しては、さまざまな議論が存在する。ここでは以下三つの方法にまとめてみ

として①資源を利用する際の排除と管理を規定する制度的な配置(institutional arrangement)の重要性、そして common-property arrangement)。これに対してフィーニー等は、コモンズの統治(管理運営)に関するポイント(二) る人々にコモンズの管理・運営を委ねるというものである。(共有財の利用者による自治的管理運営、Selfgoverned 第二の議論は、オストロムのいう共有財の利用者自己管理であり、単純化していえば共有材から直接便益を受け ②文化的要素の重要性を指摘し、コモンズの管理運営に関する新たな取り決めを考える際には、 (公有化)ないしは私有化によって資源へのアクセスを制限ないし排除することが必要であるというものである。 ①草の根民主主

してジンバブウェのチスヴィ村におけるコモンズ(共同牧草地)のケースについて見てみたい。 以上のようなコモンズの統治 (管理運営) に関するさまざまな議論を踏まえたうえで、次に具体的なケースと

(grass-roots democracy)、②公共参加(public participation)、③ローカル・レベルの計画立案、などを考慮す

る必要があると主張する。

第四章 ジンバブウェにおける共同牧草地の悲劇と「フロンティア」

第一節 チスヴィ村の生業形態と人の移動

本稿で取り上げるコモンズのケースは、マショナランド・セントラル州、

マゾエ郡、

チウェシェ地区、チス

ヴィ村の共同牧草地である。なお地図1は、 マショナランド・セントラル州におけるチウェシェ地区、そして地

チスヴィ村は、 一九九〇年代半ばの時点で人口約八〇〇人、一世帯平均五名のおよそ四世帯で一つのユニット

図2はチスヴィ村を示したものである。

まず第一の方法は、ハーディンが主張するものであり、共有地の悲劇を回避するためには、徹底した国有化



地図1 マショナランド・セントラル州チウェシェ地区(執筆者作成)



地図2 チスヴィ村(執筆者作成)

ができるため相対的に裕福である。

が、 養豚などに従事する農家も若干存在し、こうした農家は、世帯主が都市への出稼ぎによって現金収入を得ること を構成する拡大家族が、 その他換金作物として綿花、 村全体で約四〇ユニット存在する。 ひまわり、 落花生、そしてタバコなどの生産もおこなわれている。 生業形態は農耕牧畜で、 主要農産物はメイズである なお養鶏や

かった。また綿花も「綿花流通公社」へ出荷されていた。ちなみにタバコは現在も年に一度ハラレで開かれ 送コストがネックとなって流通公社の買い上げ価格を下回ったために、チスヴィ村では、 ばれた) (Grain Marketing Board)」へ出荷された。 メイズは、少なくとも二〇〇〇年に至るまで自給用を除いて四キロほど離れたジンボにある「穀物流通公社 以後、流通公社による独占が廃止されたために、民間の業者にメイズを売り渡す農民も存在したが、輸 構造調整計画 (ジンバブウェでは、「経済構造調整計画;ESAP」と呼 あまり一般化してい る

オークションに出品される

長年勤務していた人物である。(16) 現在、 住宅の持ち主は、 の結果として村人のあいだに格差が発生し写真1に見られるように住居にもそれが表われている。ちなみにこの めたものが一般的である。このようにチスヴィ村においても貨幣経済そして市場経済は着実に浸透しており、 イル、そして石けんなどを現金で購入している。なお主食であるサッザの副食としては、菜種 うまでもなく有料である。その他グロサリーショップにおいて、村人たちは生活必需品である塩、クッキングオ メイズの種子ならびに化学肥料は、 ほとんど手作業ではおこなわれておらず、電動製粉機を持つ村のグロサリーショップに依存しており、 チスヴィ村から約五○キロ離れた人口約六万五○○○人の地方都市ビンドゥーラの鉱山会社で 近隣のタウンシップで現金によって購入されている。 またメイズの製粉は (rape)を油で炒 そ

チスヴィ村を含むチウェシェ地区の人の移動に関しては、 詳細な数字を確認することができなかった。 しかし



写真1

他州

から同州

への人の移動が同州から他州へ

0)

人の移動を

ながら州の単位で見てみるとマショナランド・セントラル州

に占める他州からの移動人口

の割合は約九パーセントである。

z

セントラル州

の総圧

人口倒的がは、

に上回っている。そしてマショナランド・

は、 従事者の割合は男のほうが高いが、 労働人口がこれに従事している。またこれを年齢別および性別(8) 意味すると見てよいであろう。 は逆転する。 見るならば、 らに同州の人々の就業形態に関しては、家族単位の農業に従事す 示されており、 るものが圧倒的に多く、 第二節 セントラル州全体に見られる現象である。 働き盛りの男性は現金収入を求めて出稼ぎに出ていることを 共同牧草地の制度的な配置 すなわち家族単位の農業の担い手は女であることが 同郡においては一〇才から一四才の年齢層では農業 これはチウェシェ地区だけではなくマショナラン チウェシェ地区では約七○パーセント 西部そして南部 一五才以上になるとこの比率 この事実は一つに

ある東部共同牧草地のほぼ全景であり、この牧草地でコモンズの地(コモンズ)が存在する。写真2はチスヴィ村最大の牧草地でチスヴィ村には村の東部、西部そして南部の三カ所に共同牧草

遷を遂げたのかという問題について跡づける。

(1) ポストコロニアル期

史的にコミュナルランドの所有権および管理運営がどのような変

る。そして特に問題となるのが同地域の所有権である。以下、

(Communal Land)

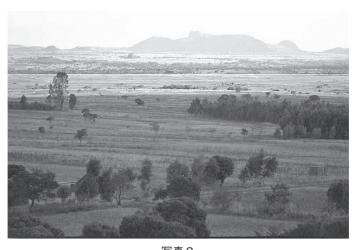


写真2

権は、 が廃止され「伝統的指導者法、 そして郡役場の三者の担当となった。これは、それまでの「チー ショナ語ではSabhuku)とチーフ(Chief,ショナ語ではSadhunu) 運営にあたっていたが、 九八年以前の時期は、 の制度的配置 地域に属する共同牧草地も国有地ということになる。 Act 1998)」が施行されたためである。なおコミュナルランドに フおよびヘッドマン法、一九八二年(Chiefs and Headmen Act 1982) 九八〇年のジンバブウェの独立後、 大統領に帰属し、実質的には国有地である。 (管理運営)は、 郡役場(District Council)が一元的に管理 九八年以降はヘッドマン 一九九八年(Traditional Leaders 九九八年以前と以後では異なる コミュナルランドの所有 したがって同 共同牧草地 (Headman

よって、郡役場がこれをおこなう権限を有しており、したがって

配分は、「コミュナルランド法

(一九九六年)」に

おける土地の

悲劇が発生した。その前にジンバブウェにおけるコミュナルラン

の制度的な配置について見ておく必要があ

福な人物が選ばれていた。

九八〇年のジンバブウェの独立から九八年にいたるまで、

Z A N U

PF政府はチーフ、ヘッドマンそして

チーフとヘッドマンにはこの権限は付与されていな。

ており、 議長となり年齢 ショナ語で「ダレ(Dare)」と呼ばれる村の集会(同法では Village assembly, そして Ward assembly と併記されてい よって異なり、チウェシェ地区においては、チーフ、ヘッドマンという二層構造になっている。さらに同法は フ、ヘッドマン、ヴィレッジ・ヘッドという階層構造を成文化した。ただし、(ミロ) 一八才以上の者という制限が付されている。発議権と発言権は、チスヴィ村の場合、 る)および「開発委員会(Development Committee)」が明記されている。「ダレ」は慣習的には、 この「伝統的指導者法」 出稼ぎなどで長期にわたって村を不在にする者はこの権利を持たないようである。(3) 性別を問わず村人全員が出席する権利を有する。なお「伝統的指導者法」によれば、 は、 コミュナルランドにおける伝統的な統治構造を「復活」させ、 伝統的指導者の三層構造は地域に 村に常駐するものに限られ なお最終的な意思決 それによってチー ヘッドマンが 出席者は

定は、 (Ward)」レベルのダレは、 伝統的指導者法」によれば、村レベルの「ダレ」と「開発委員会」は、ヘッドマンによって統括され、 基本的にはコンセンサスによるもので多数決の原理ではない。 ヘッドマンとヴィレッジヘッドそして地区長 (ward councilor) によって構成され 地

村レベルの 互選により議長を選出する 一開発委員会 (Village Development Committee; VIDCO) の議長は、 (任期一年) ことが定められている。ちなみにチスヴィ村の場合、(SE) 都市から帰村した相対的 九八年以 前 0)

Headman Act 1982)」を施行した。この法律によって徴税権と土地の分配権は伝統的指導者から剝奪され、 ヴィレッジ・ヘッド等の伝統的指導者たちがローデシア時代 たという事実を否定的にとらえて、彼らの法的権限を大幅に縮小する「チーフおよびヘッドマン法 (コロニアル期) に行政の末端機構に組み込まれ

指導者の法的 の法的権限は村人を対象とする民事裁判権のみに限定された。この意味において、「伝統的指導者法」は伝統 権限の強化という意味においてコロニアル期に彼らに付与されていた権限の部分的な復活であった。

コミュナルランドの管理運営に関する監督権を認めたが、同地域 「伝統的指導者法」は、チーフおよびヘッドマンに対する徴税権を復活し、さらに公務員としての給与を支給し、 (共同牧草地を含む)の土地の再分配に関する

権限は、 従来どおり郡役場に付与されており、伝統的指導者にこの権限は付与されていない。

こうした法改正の背景には、

野党勢力の伸張といった政治の問題などを指摘することができるが、この問題に関しては別稿に譲ることにした

地方行政の末端機構における機能不全という行政の問題、

そして農村部に

おける

2 コロニアル

地(Native Reserve)」そしてのちには「部族信託地(Tribal Trust Land)」と名称を変えたが実態は変わらなかっ 八〇年までのローデシア共和国の時期である。現在のコミュナルランドは、 ウェの領土が「イギリス南アフリカ会社 八年から一九二三年)、そしてイギリス自治植民地 の所有権を基準とした場合、 コロニアル期は三つの時期に分けることができる。すなわち現在のジンバブ (British South Africa Company)」によって所有されていた時期 (南ローデシア) の時期 (二三年から六八年)、そして六九年から コロニアル期を通じて一原住民居留 (一八九

現在と同じであった。 有権を有していた。いずれにせよ現在のコミュナルランドは、 までは高等弁務官、そしてそれ以後八○年までは国際的には認知されなかった「ローデシア共和国」 この地域の所有権は、 南アフリカ会社の統治下においては同会社に帰属し、 コロニアル期を通じて実質的には国有地であり 自治植民地の誕生から一九六八年 大統 祝領が所

た。

轄であり、 13 ヘッドマンは 現在 なおチーフに対しては、 原住民担当局 lのコミュナルランドの土地の分配に関する権利は、 チーフとヘッドマンは原住民監督官の指図にもとづいて日常的な運営をおこなっていたにすぎなか 原住民監督官によって任命され、 (Native Department) 時に応じて給与が支給された。 の原住民監督官 村の管理運営をおこない、 コロニアル期を通じて形式的には総督、 (Native Commissioner) に委ねられた。 チーフおよび そして実質的

その理 よる再分配、 と耕作地はヘッドマンによって再分配されていた。したがってこの意味において、 n ショナ社会においては、 (3) プレコロ た。 る。 多くの文化人類学者が指摘しているように、 なお新たな村落を建設する際の土地は、 由は当時、 そして管理運営の対象となっていたと理解することができる。(28) ニニア 移動焼き畑農耕が主たる農耕形態であったこと、そして未利用地が存在したことなどに求めら ĺ 期 土地に対する私有財産権 チーフによって未利用地が分配され、 プレコロニアル期のジンバブウェにおいて、そして少なくとも (私的所有権) という制度は存在しなかったといわれてい したがって共同牧草地も制度上は原住民監督官の所 徴税権ならびに民事裁判権を行使し 土地はチーフとヘッドマンに 個々 の村落内部 での

く問題がなかったのであろう。したがって土地に対する私的所有権を制度化する誘因も存在しなかったと考えて 在でも同様である。 れに対して共同牧草地は、 どには私有財 もちろんショナ社会にも Cinhu(私物)という言葉に示されるように、たとえば家畜、 産権が設定されていた。 プレコロニアル期においては未利用地が存在したためにここに家畜を放牧することにまった コモンズであっていかなる村人も占有権を持つことができなかった。 また個人ないしは家族の耕作地には排他的な占有権が設定されてい 家屋、 そしてこれは現 食器、 収 穫物 な

よいであろう。

こうした社会形態が存続し得た基本的な条件、あるいはハーディンのいう「共有地の悲劇」 が発生しなかった

原因とは何であろうか。仮説としては以下の三点を指摘することができる。

①コミュニティーのメンバーのあいだにメンバー間に敵対意識を引き起こすような貧富の差が存在しなかったこ

principle)」、「生存のための倫理 と。 (shared poverty)」といった社会規範が存在したこと。 (moral economy)」の存在、「強要される気前の良さ (forced generosity)」や、「安全第一の すなわちスコット (J. Scott) の言うすべてのメンバーが等しく貧しいことによる「モラルエコノミー (subsistence ethics) **\'** あるいはギアーツ (Clifford Geerts) のいう「貧困の共有)原則 (safety-first

過剰となって村の周囲に未利用地がなくなった場合に、その村落を離れて新天地へ移住可能であったこと。 ②未利用地の存在。 権威主義的な(独裁的な)チーフあるいはヘッドマンが存在した場合、 あるい 、は村落

ライダーの発生を抑止することができたこと。(30) ③オルソン (identificiable)] 人間関係が成立する規模のコミュニティーであったこと。そしてこれによっていわゆるフリ (Mancur Olson) の指摘する「認知可能な(noticeable)」あるいはフィーニーのいう「確認可

ズが存続し得たと考えることができる。 社会規範である「チワヌー 以上のような条件が存在したために、互酬、 (Chivanhu)」が実効性を持つことができ、その結果として共同牧草地であるコモン 分配、 年齢による秩序、そして先祖儀礼を含むショナの全般的な

東部共同牧草地の

限りにおいて村人による占有は見られなかった。 九九七年当時、 チスヴィ村の共同牧草地は、 しかしながらそれからわずか一年後には、村人によるフェンス 隣村カグダ村の住民による小規模な占有を除いて、



写真3



写真4

こうした一部の住民によ

チスヴィ村の住民は、

していることを示してい作地として占有しようと地の一部をみずからの耕地の一部をみずからの耕

村人たちの直接的な抗議村人たちの直接的な抗議

でいた。写真3は、一部草地に対する浸食が進んの設置という形で共同牧



写真5

かった。

金を支払った。しかしながら当該の耕作地は共同牧草地から撤去され

せた村人はビンドゥーラの警察に一

週間拘留され、さらに被害者に賠償

けがを負わ

接抗議してケンカとなり相手にけがを負わせた。その結果、

れられなかった。これに怒ったチスヴィ村の住民の一人がその村人に直 たものであり、チスヴィ村のヘッドマンがこの村人に注意したが聞き入 この耕作地はチスヴィ村に隣接するカグダ村の一住民によって開墾され 発生した。一件は、写真4の共同牧草地内の耕作地をめぐるものである。 行動は、一九九九年から二○○○年のあいだに確認できた範囲では二件

廃墟と化している。 る。写真5に見られる住宅はこの共同牧草地に建設されたものであるが したためである 第四節 もう一つの事例は、 なぜ悲劇が起こるのか これはこの住宅建設に怒った村人たちが焼き討ちに チスヴィ村の西部共同牧草地で発生した事件であ

池方 (末端) 行政の機能不全 三点を指摘しておきたい。すなわち、

それではなぜこのような悲劇が発生するのであろうか。ここでは次の

②伝統的指導者の職権乱用

両

:者は罷免権を有している。

(3))市場 経済の浸透と村における所得格差の

である

態は起こらなかった。 的な行動によるものではない。 地に対する一部の住民による占有もヘッドマンの承認にもとづいておこなわれたものであり、 チーフとヘッドマンが土地の分配権を有しているという認識を持っている。 三者に分配することは違法行為となる。 が るに過ぎない。 付与されており、 先に述べたようにコミュナルランドにおける土地の配分は「コミュナルランド法」によって郡役場にそ したがって法律上、彼らが、みずからの判断で共同牧草地を含むコミュナルランド チーフとヘッドマンは、 ちなみにチーフは大統領そしてヘッドマンは地方政府・ また郡役場がチスヴィ村の しかしながら一般的に村の住民は、 「伝統的指導者法」によってその日常的な管理 ヘッドマンの行為を越権行為として摘発するとい そのためチスヴィ村 プレコロニアル 国家住宅供給相による任命であり 期の慣習法に従 運営が認めら 決して村人の一方 の東 心部共 の土 一地を第 同 0 権

する占有権を認められたと考えている。 ヌー がって土地 ランドにお な儀礼であり、 ができた。 チーフやヘッドマンが、 に従ってチーフならびにヘッドマンが土地の分配権を保持しており、 ヘッドマンにこれを求めること、そしてチーフやヘッドマンが何らかの報酬を受け取ることはショ しかしながら土 の配分によって発生する占有権こそが問題となるが、 ては これを回避することは少なくとも農村部においては極めて困難である。 土 地 地の私的 土地の 地の配分を受けた者にとっ 所 有権は存在しないし、「チワヌー」にもこの理 配分をめぐっていわゆる賄賂を受け取ったという風聞はしばしば確認すること このため村人にとっては、みずからの耕作地を拡大するためにチーフな て 贈答行為」 これに関する村人の一般的な認 や互互 酬 土地を配分された者はその土 念は盛り込まれ は ーチワ 玉 ´ヌ ー 」 [有地であるコミュ てい に即 識 な した伝 は 地に対 チ ナル した

しは

ŋ

ナ社会

習法」を斟酌することが求められている。 の土地 0) 規範に照らして正当な行為となる。その一方で先に述べたように「コミュナルランド法」においては、 の配分、 占有そして利用は郡当局の管轄事項となっている。そしてこの場合、 郡当局は、 当該地域 同 0 地 慣

はその管理運営において当該地域の慣習を踏まえねばならず、こうしたことが環境保全、 えてショナ社会とンデベレ社会とでは慣習法は異なる。さらにショナ社会においても慣習法 的には「チワヌー」と呼ばれるが、その内容は地域によって細部が異なり、たとえば「ローラ 「ロボラ 的に慣習法は、 (Robora) と呼ばれる婚資儀礼の内容がそうである。したがってコミュナルランドを統轄する郡役場 慣習法であるが故に成文化されていない。ジンバブウェにおいても同様であり、こ 開発、 (社会規範) (Roora)」ない あるい は一般 n

費用にもとづく経済的合理性と相容れない結果を生み出す原因となっている。

業として別に本業(たとえば教員など)があり、かつ家族のなかに政府の要職についている者(たとえば息子)が 村においてもっとも裕福な人物は、ヘッドマンではなく長年都市に出稼ぎに出て帰村した者かあるいは農業を副 金を得る機会として慣習法に従って土地を分配することはきわめて大きな収入源といえよう。ちなみにチスヴィ とって、 に常駐しなければならないこと、その結果として都市への出稼ぎができないことを意味する。ようするに彼らに た。これによって彼らは、 よって日常的なコミュナルランドの管理運営を義務づけられている。このことはチーフとヘッドマンが所轄の村 、
ーフならびにヘッドマンは、 現金収入を得る機会はきわめて限られているのである。したがってチーフやヘッドマンにとっては、現 定期的に現金収入を得ることができるが、その一方で彼らは成文法そして慣習法に 「伝統的指導者法」の施行以来、公務員としての給与を支給されるようになっ

11

る家庭である。

共同牧草地の浸食は、

農村部における人口増加を背景として発生したという説明は可能であろうか。

確かに八

20

ろう。 農業生産の増大は、 現在は、 V 年代においてはジンバブウェの この背景には、 そして農村部においては自給のための食糧生産のためにより広い耕作地が求められていた。 とくにエイズの蔓延によって人口増加率は○・六パーセント台である。 (33) 自給用食糧の確保というよりは余剰生産物の市場への出荷をめざしたものと考えてよい 九〇年代初頭から実施された「経済構造調整計画 人口増加率は年平均三・三パーセントに近く、これは大きな社会問題となって (ESAP)」の結果、 したがって耕作地の拡大による インフレー しかしながら

ンが一 差が拡大したために実現が難しかった。なぜならば利用者自己管理は、 のとなりつつあった。 しその残滓が存在するに過ぎない。そして所得格差にもとづく貧富の差がチスヴィ村においても次第に顕著なも わ そして村人のなかでもその両方をなしえた者は、 料を購入するための手段としては、 学肥料の価格は急騰した。 が ら E S A P 以 降 、 て農耕に不可欠なメイズの種子や化学肥料を、 ンが加速化したことを指摘できる 「安全第 ゆる「成功者」であった。先に言及したスコットのいう「モラルエコノミー」、「強要される気前の良さ」や、 九八〇年代のジンバブウェにおいては、 挙に加 <u>ー</u>の)原則 速化した時期でもあったことは偶然ではないだろう。 統制 あるいはギアーツのいう「貧困の共有」といった社会規範は、 この意味において、 価 チスヴィ村の共同牧草地の浸食が顕著な現象となった九○年代末は、 格が撤廃され市場によってモノの値段が決まるようになった結果、 出稼ぎか耕地の拡大による増収、 オストロム等が主張する共有財の 統制経済によってモノの値段は人為的に抑えられていた。 農民たちはきわめて安い値段で購入することができた。 副業として養鶏や養豚をおこないさらに裕福になっていったい したがって農民たちがメイズの種子や化学肥 あるいはその両方しかなかったのである。 ほぼ同じレベルの生活水準の自律した個 利用者自己管理は、 チスヴィ村では次第に形骸化 メイズの種子や化 インフレー 村 八間 したが しかしな 0 所

人による平等参加を前提とするからである。

以下に述べるケースは、

これを端的に示している。

彼の行為を非難する者は一人もいなかったのである。

牧草地 して彼を妬む村人は幾人か見受けられたが、 イで開いたパーティーに招待し、そのための移動の手段も提供した。チスヴィ村での調査期間中、 チスヴィ村の出身で、 一の一部を自分の耕作地として占有した。彼はある時、 村から約一五〇キロほど離れた地方都市のチノイの製粉会社に勤めるある人物は、 彼のこうした「善行」を賞賛する者はいても共同牧草地を占有した 社内での昇進祝いと称してチスヴィ村の住民をチノ |成功者] と

待できない場合にもサービスを提供せねばならいケースも存在するのである。 おいては、 係は互酬関係ではあっても、 人々および地縁関係にある人々をも含むものとなっている。(34) ル (T. O'Toole) 0) この人物と村に住む個々の戸主との対(Dyadic)の関係である。そしてさらに言うならば、 13 は明らかにパトロン・クライエント関係が見られる。この人物は村人たちよりも経済的に優位に立ち、 慣習に反することを十分に認識している。その一方で彼らはこの人物によって提供される「贈答品」を受け入れ ることによって彼の占有を暗黙裏に承認しているのである。この人物とパーティーに招待された村人のあいだに におい パトロン・クライエントのネットワークは、同じキンシップやリネージに属する人々ばかりではなく、 このケースはい て両者は対等な関係ではない。そしてこの人物と村人たちの関係は、 しばしばパトロンには採算を度外視した財の贈与が見られるし、 の言う「スーパーリネージ わゆる互酬行為を示している。村人たちは、 必ずしも市場経済における等価交換ではない。この村のような閉ざされた共同 (superlineage)、すなわちこの人物と擬似的な家族・血縁関係にある したがってこの人物とクライアントである村人の関 共同牧草地 の一 またクライエントも十分な報酬 一人の人物と村人の集団ではなく、 部を耕作地として占有することが 村におけるこの人物 この意味 オトー が期

供できなくなったときに両者の関係は終了する、 以上のようなケースは、 パトロン・クライエント関係においてパトロンがクライエントに対し十分な対 という議論に再考を促すものである。パトロン・クライエント(35)

きな

価値として存在していると考えられる。

社会の ĺП ライエントも年長者に対する義務の履行を求められるであろう。 通じてパトロンはクライエントに対して家父長的 パ 両 落 パ 関係が、 て従兄弟は兄弟・ 縁的 トロ 『者が 共同 トロ ン・ ?互酬 紐帯は、 ショナ社会においては、 .体のような閉鎖的な社会においてはパトロンとクライエントが同じリネージに属している場合、 両者が等価と考える財の交換にもとづく上下関係であるとすれば、 関係、 クライエント関係の終了をもたらすとは考えにくい。 しはクライエントが 農村社会においては、 ۱ ا 姉妹と呼ばれる。こうした人間関係に象徴されるように、 テム関係あるい 自分から見て父親の兄弟は「お父さん」、そして母親の 認識した時点で、 たとえ文化が急激に変動している現代においても容易に無視することは は地縁関係を通じて擬似的 (paternalistic) 両者の関係は合理的選択により終了するであろう。 たとえばブディロンも指摘しているように父系 な義務の履行を求められるであろうし、 むしろ家族的紐帯、 な血縁関係に入った場合、 家父長的 等価交換がおこなわれなくなっ な家族 あるいは疑似血 姉妹は 互. 的 紐 酾 帯 お母さん」 の終了が直ちに あるい 縁的 あ しかし村 は疑似 る またク 紐 借帯を は

代にい 草地としての機能を失った。 ○○○年代にかけて発生した。 によって次第にその 、クタール以上であるためここに放牧される牛の頭数は二○頭から三○頭程度となる。 九九〇年代後半以降、 般に牧草地は、 たって一方で農耕地の拡大によって浸食され、 牛 面 積を失っていっ 頭につき一〇ヘクター 東部共同牧草地は、 なぜ牛の頭数が増加したのかについては、 すなわち牛の過剰放牧である た。 これに加えて同牧草地を最終的 ル このような一 が理 短的とされる。 他方において牛の頭数が増大したためにこの地 部の村人、 東部牧草地 地方政府の機能不全そしてヘッド 41 に消滅させる事態が わ ゆる 0 「成功者」による農耕 面 積 しかしながら二〇〇〇年 は、 村人によれ 九〇年代末 域 ば二 は 地 から 共 7 0) (同牧 00 拡大

しかしなが

よる慣習的な承認などの理由を列挙することはできるが牛

Ó

頭数の増加を説明することはできない。

増加に加えて、以下のような仮説を立てることは可能である。 ら二○○○年代のジンバブウェの経済状況を踏まえるならば、 先に述べた「成功者」たちの所有する牛の 頭

所有する牛とメイズを物々交換することによってメイズを手に入れたのである。 によりジンバブウェ北部および南北マタベレランド州、マシンゴ州における農産物の生産量は低下した。これら 村部を問わず十分な現金収入を得ることができない人々の生活を直撃した。これに加えて○○年代半ば 地域の人々は主食であるメイズを自給できず、これに加えてメイズを購入するための現金を十分に持たなかっ 周 このためこれら地域の住民は干ばつの被害を比較的受けなかった地域 「知のように、「ハイパーインフレーション」に至る二〇〇〇年代のジンバブウェの経済不況は、 (たとえばマゾエ地区など) チスヴィ村の村人によれば交換 に出向き、 帯 主
ば 部

ての牛である。先に述べたように二○○○年代の経済不況そして「ハイパーインフレーション」は、最終的に通 だけの 0 ず「ローラ」あるいは ナ社会においては、 たように村人の所有する牛の頭数が急激に増大し、その結果、 は農耕ではなく牧畜に適した地域の住民から多数の牛を取得することになった。その結果、(38) ン3」と呼ばれる農耕に最も適した地域の住民は「リージョン4」および「リージョン5」と呼ばれる基 レートは、 共同牧草地の収容能力を超えた牛の頭数の増大は、二つの事柄を意味している。一つは、 二○○○年代の経済不況による農村部における物々交換経済においては、「リージョン2」そして 頭数の牛を新郎とその家が所有していることが家の格を規定すると言われている。 数頭 牛二頭でメイズートンであったという。 の牛が婚資として贈呈されるが、この際、 伝統的に牛の頭数がその家の富裕さを象徴する、ということである。 「ロボラ」と呼ばれる婚資儀礼が実践されているジンバブウェにおいては、 新婦の両親から要求される牛の頭数を十分にまかなえる 共同牧草地の牧草再生能力が失われたのであった。 もう一つは、 都市部・農村部を問 言うまでもなくショ チスヴィ村で見られ 新郎から新婦 IJ 商品とし 本的 í ジ わ 日

かったのである さに合理的選択であったが、その一方において村人全体にとっては牛の頭数の増加は合理的な選択とはならな ことが困難な農民たちは、 貨としてのジンバブウェドル 以上のような理由から、 国の通貨ランドなどの外貨の流通貨幣化へと導いた。この過程において先に述べたように外貨を獲得する まさにハーディンが指摘したように一人の農民にとっては牛の頭数を増やすことは 牛などの家畜そして農産物を貨幣として使用して生活必需品を入手したのであった。 . の無価値化、そして「ドラライゼーション」と呼ばれる主として米ドルと南 アフリ

第五節 共同牧草地の復活とフロンティアの出現、そして新たな悲劇

ち牛の これによって多数の牛が でもなかった。チスヴィ村の東部共同牧草地は、牛のための新たな「フロンティア」がジンバブウェに出現し、 いしは はなぜ過剰放牧の問題が解決されたのであろうか。その理由は、 草地は復活しつつあるのだろうか。その最大の理由は、 二〇一〇年以降、 私有化ではなく、 頭数が減少したことによって東部共同牧草地の牧草の生育が回復しつつある、 度は消滅の危機を迎えた東部牧草地は、 またオストロムが主張したような牧草地から直接的な利益を受ける住民による自己管理 同牧草地に持ち込まれた牛の頭数の減少である。 復活の兆候を見せつつある。 ハーディンが主張したような牧草地の国有化な ということである。 それではなぜこの牧 すなわ それで

Land Reform)」によって政府が強制的に接収した旧白人農園を指している。「最優先土地改革 文脈における「フロンティア」とは、二〇〇〇年七月から公式に開始された「最優先土地改革 (通称ファスト

「フロンティア」に移されたことによって救済されたのである。

未開拓の土地ないしは未利用地を指しているのではない。

ジンバブウェ

ラック)」の詳細については本稿では論じない。

本稿でいう「フロンティア」とは、

あくまでも共同牧草地との関連に限定して論ずることにしたい。

クーンズ セント) Z A N U の白人所有の農地が強制収容され、二七万六六○○世帯がこれらの土地に入植したとされており、 (Ian Scoones) 等は、二〇一一年までに一七万世帯が旧白人農園へ移動したと述べている PFによれば、「ファストトラック」によって一二一一万七○○○ヘクタール (国土の約三一パ ス

「ファストトラック」によって何世帯が旧白人農園へ「再入植」したのかについては、

「ファストトラック」にもとづく再入植計画においては、二つの入植モデルが設定された。一つはA1モデ

ろん彼らは所有する牛を再入植地へと移動させたために東部牧草地の牛の頭数が減少し、これによって同地 ル は独立した小規模生産農家の入植と村落化型の入植の両方が見られ、 こなったマショナランド・セントラル州およびマショナランド・ウェ よれば両モデルはかなり多様性があり、 呼ばれ、このモデルには小規模生産農家の各世帯が独立して入植するスキーム、そして小規模生産農家が よって提供される入植地もA1モデルよりも遙かに大規模であり、 に村落を形成するという二つのスキームが存在する。もう一つのモデルはA2モデルと呼ばれ、これは政府に 程度が チスヴィ村においてはこの「ファストトラック」によって約一○世帯がA1農民として村から移動した。⁽⁴⁾ 般的であった。 他方、 A2モデルは、 また両モデルが重複しているケースも見られるという。 耕地面積が二〇〇ヘクター 商業農業を主眼としている。 耕地面積は八ヘクタールから一二ヘクター スト州 ル以上の農園も存在する のケースにおいては、 筆者が調査をお スクーンズ等に A1モデルで もち

あった。 である。 減少であるが、 以上のように、 Z A N U そして再入植地という「フロンティア」を創り出したのが政府の「ファスト・トラック土地改革」で 牛の 東部牧草地が消滅寸前の危機的状況から回復の方向に向かいつつある直接的な原因は PF政府は権力を行使することによって白人農園を強制収用し、 頭数を減少させたのはこの村の農民がA1農民として牛とともに再入植地 農民に一フロンティア」を 移 動したため Ö) 頭

牧草が次第に回復することになったのである。

現在のところ定かでは

して写真8・9は二〇一 草地の悲劇が発生した。

四年当時の南部牧草地である。

この写真からも明らかなように同牧草地における悲劇

圧力

写真6・7は九〇年代の半ば、

そ は

すなわち同村の南部共同牧草地が消滅したのである。

によって引き起こされたものであった。

一○○○年代後半からはじまった宅地化によるものであった。村人によればこれはチスヴィ村における人口

政府か積極的に推進した協同組合化が、十分な成果を上げることなく消滅したことを想起する必要があろう。 等参加を前提として構成される自主管理組織による共有材の管理運営は、 を依然として残している社会においては実現されにくい。 益を受ける人々による自主管理は、 ジンバブウェ である。 提供した。その結果、 いてはその社会構造ゆえに困難を伴うと考えられる。このことは一九八〇年代、 造、そしてキンシップリネージ、およびスーパーリネージなど血縁的・疑似血縁的な家父長構造そして地縁関係 、ーディンの主張するような私有財産化は現在のところ事実上不可能である。 ところでこのように東部共同牧草地がその機能を回復しつつある一方において、チスヴィ村では新たな共 すなわち共同牧草地 の場合、 東部牧草地は消滅の危機を脱したのであった。このことは次のように解釈することが 共同牧草地が位置するコミュナルランドは先に述べたように国有地であり、 (共有材) 貧富の格差が拡大しつつありその一方でパトロン・クライエント的な社会構 0) 管理運営は、 最終的に政府の介入により成果を上げることができる。 ほぼ同じレベルの生活水準の自律した個人によって平 少なくともジンバブウェの農村部にお 他方、 ジンバブウェ 共同牧草地から一義的に利 の農村部に したがって 牧

できなかったために再び村に戻ったということである。 (型) あるという。すなわち二○○○年代の経済不況の結果、 この人口圧力は、 単に村の人口の自然増加のためばかりではなく、 牧草地の過剰放牧は牛の頭数を減らせば解決可能であるが、 しかしながら村の居住地域はすでに人口過密状態のため 都市へ移住した人々が失業し、 都市へ移住した村人の帰村が一 あるいは職を得ることが つの 原 因

彼らは南部共同牧草地の宅地化を開始したという。



写真6



写真7

において南部共同牧草地は事 限り不可能である。この意味 に暮らす人々を移動させない の周囲の耕地を撤去し、そこ

南部共同牧草地の宅地化は、 消滅したのである。

までもなく、また郡役場がこ とづくものであることは言う 化が、ヘッドマンの承認にも 考えられる。そしてこの宅地 化に着手した可能性は十分に 越して南部共同牧草地の宅地 は東部共同牧草地の復活を見 を示しはじめた時期と一致す 東部共同牧草地が復活の兆し ることは興味深い。村人たち

同地域に建設された住宅とそ 南部共同牧草地の回復はこの 域が宅地化されたために、

地



写真8



写真9

草地)の変動を分析した。そスヴィ村のコモンズ(共同牧

してジンバブウェの場合、

政

さまざまな議論を踏まえてジ

本稿は、

コモンズに関する

ンバブウェの一農村であるチ

府の「ファストトラック土地

改革」によって共同牧草地が 救済されるという結果をもた らした。このような政府の介 入は、おそらく他の国家にお いて発生する可能性は極めて 低いであろう。「ファストト

おそらく事実であろう。の事態を等閑に付したことも

U

PF政権という「革命政権」による植民地支配の精算であり、

との協議も欠かすことはできないであろう。

したのである。したがってこれは特殊ジンバブウェ的なケースとして見ることができよう。

関しては れるべきであるとすれば、 めに厳格に施行する必要があろう。そして「コミュナルランド法」には、 「ファストトラック土地改革」は現在も進行中であるが、「フロンティア」とは別に従来の共同牧草地 | 慣習法 | を斟酌することが明記されていることから、チーフやヘッドマンだけではなく農村部 政府は「コミュナルランド法」や「伝統的指導者法」などを、 同地域の土地の配分および管理運営に 共同牧草地 0) 保 が 0 全のた 住民

なり、 するならば、 得格差が見られる。 フィードバックされれば、 他方、 コモンズ 貨幣経済そして資本主義経済はチスヴィ村にも着実に浸透しており、 都市部 (共同牧草地) 市場経済によるインフレがさらに進行するなかで人々が村における生活条件を改善しようと 0 出稼ぎ労働はさらに加速化されるだろう。そして出稼ぎによって蓄積された資本が村に 耕作地と牧草地の拡大を目的とした「成功者」のあいだの競争はさらに激しいものと はいずれ消滅してしまうであろう。 村の住民の あ いだには明ら かな所

とに端的に示される。 キンシップ、リネージ、 た事柄を自分たちの文化の中から取捨選択する。これは「成功者」がパトロン・クライエント関係、(ミロ) それ自体が形骸化しているのが現実の姿である。そしてブディロンが指摘するように人々は、 本稿で指摘したようにショナ社会の文化的規範である「チワヌー」の存立条件はすでに消滅し、「チワヌー」 そしてスーパーリネージなどの社会・文化構造を利用して富の蓄積をおこなっているこ 現在の環境に適し 互 一酬関係

行が不可欠である。と同時に、 共同牧草地 (共有材) 0) 消滅を避けるためには、 政府は資本主義経済・市場経済という現代的な環境を踏まえた共有財に対する共 先に述べたようにコモンズの保全を目的とした法

を創

り出

同政権は強制的に「フロンティア」

通理解、 すなわち共有財を保全することによって得られる利益についての共通認識を村人の中に浸透させること

が是非とも必要である。

- (1) 本稿は、拙稿「ジンバブウェにおける共同牧草地の悲劇―マショナランド・セントラル州の農村をケースとして したものである。 ―」、『法学研究』第七九巻第七号(二〇〇六年七月、一 - 二七頁)に大幅な加筆・修正を加えたうえで、
- (2) 秋道智彌、『コモンズの人類学』、人文書院、二〇〇四年、一二頁。
- 3 Ostrom, Elinor, Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action, Cambridge Univ.
- (4) Keohane, Robert O., and Elinor Ostrom ed., Local Commons and Global Interdependence: Heterogeneity and Press, 1990, p.30
- (15) Feeny, David, Fikret Berkes, Bonnie J. McCay, and James M. Acheson, 'The Tragedy of Commons: Twenty Cooperation in Two Domains, Sage Publication, 1995, p.14
- (6) 秋道、前掲書、一五 二四頁。

Two Years Later', Human Ecology, Vol.18, No.1, 1990, p.4.

- (7) Feeny et al., *op.cit.*, pp.6–7.
- (∞) Ibid., p.3.
- 9 ガレット・ハーディン、松井巻之助訳、 「共有地の悲劇」、 『地球に生きる倫理』 所収、 佑学社、 一九七五年、
- (1) Hardin, Quoted in Ostrom, op.cit., p.9.
- (\pi) Ibid., pp.58-102
- (2) Feeny *et al.*, *op.cit.*, p.13
- $\widehat{13}$ チスヴィ村の共同牧草地に関する情報は、 一九九七年から二〇〇〇年、そして二〇一〇年から二〇一五年にかけ

ておこなった現地調査によって得られたものである。

- (4) 二○○○年代半ば、チスヴィ村は一.人口過剰のため、そして二.村長の行政手腕の欠如のため二つの行政区画 (15) 村人によれば約一トンのメイズの収穫があれば、ほぼ一年間は主食の自給が可能であるという。したがって一ト に分割された。
- 倒的多数である。 ストがかからない(つまり業者がトラックで農家を巡回する)ために民間の業者にメイズを出荷しているケースが圧 る。そのため村人たちは買い上げ価格がGMBよりも安価であるが現金による即時支払い、そしてGMBへの輸送コ 人はメイズをGMBへ出荷していない。その理由はGMBによる支払いが六カ月ないしはそれ以上遅延するからであ ン以上を生産し余剰が得られれば、余剰分を販売して現金収入を得ることができる。なお二〇一五年現在、多くの村
- (\mathfrak{S}) Mashonaland Central Province, Comparative Tables: District Population Indicators and Information for Development Planning, Central Statistical Office(CSO), Harare, 1989, p.5.
- (E) Zimbabwe in Maps: A Census Atlas, Harare, CSO, 1989, p.22.
- (28) *Mashonaland Central Province: Comparative Tables*, p.6.
- (9) Ibid., pp.7 and 18
- 20 Communal Land Act, Revised Edition, 1996, p.402. Traditional Leaders Act, 1998, p.19
- (21) Traditional Leaders Act, 1998
- (22) Ibid., p.15.
- (23) 一九九七年八月に実地した筆者の現地調査による。
- $\widehat{24}$ なわれる村もあるという(二○○七年一○月、アフリカ研究センター(ライデン)のセミナーにおける発言)。 レにおける意思決定は、ヘッドマンの性格に依存しており、村によってはヘッドマンによる強権的な意思決定がおこ ただし、これはチスヴィ村が特殊なケースである可能性がある。ブディロン(M.F.C. Bourdillon)によれば、
- 2) Ibid., p.18
- British South Africa Co., Papers Relating to The British South Africa Co. II Proclamation Dated 25" November,

- Bennie, and Michael Gelfand, African Law and Custom in Rhodesia. Juta & Co Limited, 1975, pp.28-29 Government Gazette, No.1513, Southern Rhodesia Constitution, p.362, Salisbury, September 28, 1923. Goldin 1898, Promulgating Native Regulations for Southern Rhodesia, pp.18-19. British South Africa Company
- たとえば、Holleman, J. F., Shona Customary Law, Oxford Univ. Press, 1952, p.322 Ibid., pp.6-14.
- Preliminary Considerations', Economic Development and Cultural Change, 4(2), 1956, p.141 Press, 1976, pp.1-34. Geertz, Clifford, 'Religious Belief and Economic Behavior in a Central Javanese Town; Some C. Scott, James, The Moral Economy of the Peasant: Rebellion and Subsistence in Southeast Asia, Yale Univ.
- (\Re) Olson, Mancur, The Logic of Collective Action: Public Goods and The Theory of Groups, Harvard Univ. Press p.45. Feeny et al., op. cit., p.4. Kuper, Hilda, A. J. B. Hughes, and J. van Velsen, The Shona and Ndebele of Southern 1987, pp.67-70. Holleman, J. F., op.cit., pp.6-13. *Rhodesia*, International African Institute, 1955, pp.24-5. Bourdillon, Michael, *The Shona Peoples*, Mambo Press
- 32 Communal Land Act, p.402 Traditional Leaders Act, pp.363 and 366
- 33 EIU, Country Profile 2005: Zimbabwe, p.17
- (采) O'Toole, Thomas, 'The Historical Context', in Gordon, A. A. and D. L. Gordon ed., *Understanding Contemporary*
- AFRICA, Lynne Rienner Publishers, 2013, p.37 James C. Schott, Carl Landé, and Laura Guasti ed., Friends, Followers, and Factions: A Reader in Political 例えば、Scott, James C., "Patron-Client Politics and Political Change in Southeast Asia", in Schmidt, Steffen W.,
- Publications, 1993, p.20 Bourdillon, M. F. C., Where are the ancestors: Changing Culture in Zimbabwe, University of Zibabwe Scoones, Ian, Nelson Marongwe, Blasio Mavedzenge, Felix Murimbarimba, Jacob Mahene, and Chirispen

Clientelism, University of California Press, p.125

Sumume, Zimbabwe's Land Reform A summary of findings, p.9. http://zimbabweland.net/Zimbabwe's%20Land%20

Reform%20Booklet%20Web.pdf#search=%27Zimbabwe%27s+Land+Reform++A+summary+of+findings%27 (110 一五年一〇月一五日アクセス).

(38) ジンバブウェは、農業生態学的に主として降雨量、土壌そして植生にもとづいて五つの自然地域に分けられてい docrep/009/a0395e/a0395e06.htm 二〇一五年一〇月二八日アクセス)を参照されたい。 る。詳しくは、FAO Document Repository, Title: Fertilizer Use by Crop in Zimbabwe (http://www.fao.org/

- ZANU PF Election Manifesto 2013, p.12. Scoones, Ian, et al., op. cit., p.2.
- 語った。なおA1農民は、面積に関係なく年二五米ドルを借地料として郡役場に納めねばならない。 Scoones et al., Ibid., p.2. 郡長(District Councilor)と自分の父親が友人関係であったために、再入植地への入植の機会を与えられたと チスヴィ村から再入植地へと移動した農民はなぜ再入植地を手に入れることができたのであろうか。複数の村人
- とを期待していた。 帰村した人々は、少なくとも村に戻れば住居は確保でき、またメイズの自給によって食糧を確保できるというこ Bourdillon, op. cit., p.14.

34